

事業主 殿

業種により「安全衛生推進者」の選任が義務付けられています。選任していますか？
『安全衛生推進者』の養成講習会です。

労安衛協横発50号

2025年7月7日

主催（公社）神奈川労務安全衛生協会横須賀支部

共催 横須賀商工会議所

《公印省略》

「安全衛生推進者養成講習会」開催のご案内

労働安全衛生法第12条の2では、常時10人以上50人未満（派遣・パート・アルバイトを含む）の労働者を使用する事業場においては、その業種により「安全衛生推進者」又は「衛生推進者」の選任が義務付けられています。（「安全衛生推進者」を選任しなければならない業種は、別紙をご参照下さい。）

この度、下記により「安全衛生推進者養成講習会」を開催致しますので、この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。

なお、本講習会は受講日当日公的書類による本人確認が必要となります。

個人情報、当協会が責任を持って管理・保管し、本講習の的確な実施のためのみ利用させていただきます。

記

1. 日 時

1日目 2025年9月29日（月）13:10～17:40 受付開始12:40

2日目 2025年9月30日（火） 9:30～16:50 受付開始 9:10

2. 会 場

横須賀市立勤労福祉会館（ヴェルクよこすか）6階 第1会議室

（横須賀市日の出町1-5 電話046-822-0202）

3. 受講対象

安全衛生推進者に選任予定の方

4. 講習内容

1日目 ・安全衛生教育

・作業環境管理及び作業管理

・健康保持増進対策

2日目 ・安全管理

・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき

講ずる処置等

・安全衛生関係法令

5. 定 員 30名

6. 費 用（消費税込み）

受講料 11,470円 テキスト代 会員：1,070円

一般：1,430円

7. 申 込

申込書に所定事項を御記入の上、FAX又はメールで横須賀支部事務局あてに送付して下さい。

FAX：046-845-9510 メール：yokosuka@roaneikyo.or.jp

申込締切り：2025年9月16日（火）但し、先着順で定員となり次第締切りとさせていただきます。

キャンセルは講習日の4日前までにご連絡下さい。ご連絡がない場合、費用はご負担頂きます。

8. 支 払

別途適格請求書（インボイス）を郵送致します。請求書を御確認の上、指定の口座にお振込みをお願い致します。なお、振込手数料は、貴社にてご負担をお願い致します。

2025年 安全衛生推進者養成講習会申込書

申込事業所・御担当者関係記入欄

会員番号				
事業所名		御担当者部署 氏 名	電話番号	FAX
住 所	〒			

受講者関係記入欄 (楷書で記入をお願い致します)

(フリガナ) 受講者氏名	生年月日 (西暦)	(郵便番号) 受講者住所
①()	西暦	(〒 —)
②()	西暦	(〒 —)

安全衛生推進者又は衛生推進者を選任しなければならない業種

業 種	製造業(物の加工業含む)									建築業	運送業			卸売・小売業				通信業	接客娯楽業			清掃業	左記以外の業種	
	化学工業	紙・パルプ	鉄鋼業	輸送用機械	電気・ガス・水道・熱供給業	自動車整備業	機械修理業	金属製品製造業	木材製品製造業		その他	道路貨物運送業	港湾運送業	その他	各種商品卸売・小売業	卸売・小売業	家具・建具・じゅう器等		燃料小売業	その他	旅館業			ゴルフ場等

凡例 ●：安全衛生推進者 ◎：衛生推進者

「安全衛生推進者」を選任しなければならない業種は、常時10人以上50人未満の労働者（派遣・パート・アルバイトを含む）を使用する製造業・運送業等、上表の事業場が対象です。

※ 衛生推進者を選任すべきその他の業種の例

金融・保険業、新聞販売業、幼稚園、保育園、学校、医療機関（医院・歯科・接骨）、はり、灸、マッサージ、ペットショップ、料理・飲食業、クリーニング、理容・美容・エステ、警備保障、情報処理、観光案内、放送、組合・団体、カラオケ、マージャン等